

VII いきいきと学び、活動するための環境をつくる

★学校施設の有効活用

令和3年8月4日(水)

公共施設の地域化 ～市全体の取組～

◆「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」の策定 (H31.3月)

持続可能な暮らしやすい地域づくりに向けて、
「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」を策定しました。

この「基本的考え方」では、多様なつながりを育む地域の居場所「まちのひろば」の創出に向けて、既存の公共施設を地域の皆さまにこれまで以上に利活用をしていただく「公共施設の地域化」に向けた取組を進めていくこととしています。

地域化の例示として、庁舎、市民館・図書館、学校、こども文化センター、いこいの家等が挙げられており「学校施設」においても地域における利活用の推進が必要です。

「まちのひろば」とは？

・本市が2019年3月に策定した「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」の中で示した概念で、誰もが気軽に集え、多様なつながりを育む地域の居場所のことです。

・市内の様々な場所に、この「まちのひろば」が広がることで、何かしらの変化が生まれ、創発につながり、地域包括ケアシステムにおける生きがいづくり等、課題解決の場としての機能も果たしていくものと考えています。

学校施設有効活用の取組 ～現状～

学校施設の開放・・・登録団体による校庭・体育館・教室の利用
(現状①)
Kawasaki教室シェアリング (現状②)

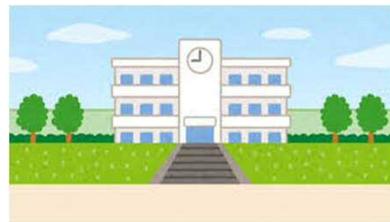
学校管理下の施設開放・・・児童・生徒が放課後に校庭を利用
(現状③)

目的外使用許可・・・地域の行事への貸出など (現状④)

学校施設有効活用の取組 ～現状①～

市民館や図書館などと合わせて、市民の生涯学習環境の充実に向け、市民の生涯学習や地域活動の場として、身近な施設である学校の校庭や体育館、特別教室を有効に活用する取組(学校施設開放)を推進しています。

学校施設開放の利用方法(イメージ)



学校施設を利用
したい!



①団体登録



②学校施設開放運営委員会 利用調整会議
※地域住民・青少年団体・PTA等で構成
(利用日等の調整、利用実績の集計・報告)



③利用

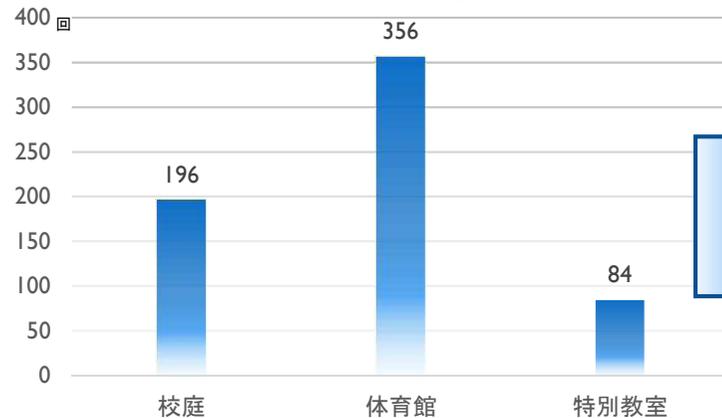


学校施設有効活用の取組 ～現状②～

学校施設開放は、地域における市民のスポーツ・レクリエーション、生涯学習などの場として、学校教育に支障のない範囲で施設を開放するものであり、令和元年度は校庭143校、体育館166校、特別教室136校で施設開放を実施しました。

また、利用頻度の低い特別教室などの学校施設の更なる活用に向けた検証を行い、今までにない学校開放の広報、市民ニーズを掘り起こすため、令和元年度から、様々な実証実験プロジェクトとして「Kawasaki教室シェアリング」の取組を進めています。

1校当たりの年間利用回数
(H30年度)



校庭・体育館に比べ特別教室の利用回数は少ない。

※体育館と特別教室については、利用可能時間や曜日などの利用条件はほぼ同じ



学校稼業中の利用



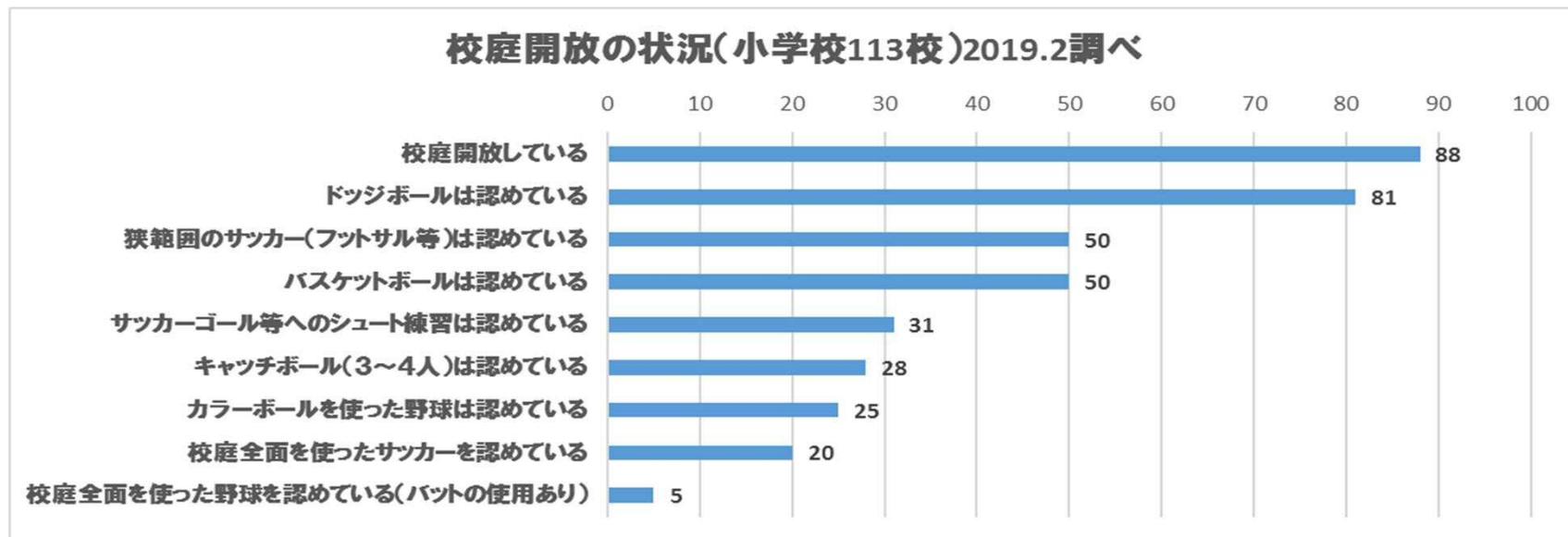
コワーキングスペースとしての利用



学校施設有効活用の取組 ～現状③～

◆学校管理下の施設開放 放課後の校庭

- ・市内の公園などの遊び場において、現状安全面の観点から「ボール遊び」が原則禁止されています。
- ・これまで、子どもたちから「ボール遊びできる場所がほしい」という声が寄せられており、放課後の校庭開放について安全管理などを踏まえながら検討が必要です。



学校施設有効活用の取組 ～現状④～

◆目的外使用許可 地域イベント・行事による利活用

・学校施設が地域のイベントや行事に利活用されている例は以前から多くあります。

例) 東小倉小:どんど焼き 塚越中:幸区リレーカーニバル

久末小:ふれあいバザー 岡上小:盆踊り 等



東小倉小:どんど焼き



塚越中:
リレーカーニバル



岡上小:盆踊り

今後の方向性

「公共施設の地域化」の考え方を学校現場や教育委員会事務局の中でしっかりと根付かせるため、意識醸成を進める。

学校管理下の施設開放については、学校の実情に応じた対応を基本としつつ、積極的な開放を促すために“好事例集”を作成・配付する。

施設開放する際の管理体制が不十分なため、こうした条件下でも利用が可能な区役所や市民館等の事業で積極的に活用を図るとともに、利用者主体で管理するなど持続可能な仕組みを検討する。